吹田市景観アドバイザー会議の概要（事前協議に伴うもの）

市 HP 景観アドバイザー会議

● 会議日程

＊ 原則月2回、第2火曜日（午後）及び第4金曜日（午前又は午後）に開催します。

＊ 日程を変更する場合がありますので、事前に景観担当までご確認ください。

火曜日開催の場合	火	水	木	金	土	日	月	火
	正午受付締切		正午資料締切					会議
金曜日開催の場合	金	土	日	月	火	水	木	金
	正午受付締切				正午資料締切			会議

● 受付及び提出期限

＊ 届出対象行為に係る事前協議申出書【様式10号】（以下、「事前協議申出書」とする。）の提出をもって、景観アドバイザー会議の受付とします。

＊ **会議日程の1週間前**（同じ曜日。祝日の場合はその前の開庁日。）**の正午まで**に、事前協議申出書を提出してください。

＊ 1回の会議で4件まで受付できます。受付が4件を超えた場合は、次回以降の会議となりますので、余裕を持って事前協議申出書を提出してください。

＊ 事前協議申出書提出前の予約等は一切行いません。

＊ 1件当たりの会議時間はおおむね 40 分間です。詳細な開始時間は、後日個別にお伝えします。

● 会議資料（6部）

＊ 事前協議申出書とは別に、景観アドバイザー会議用の資料の提出をお願いしています。

＊ 会議資料は事前に景観アドバイザーに郵送するため、**会議日程の3開庁日前**（祝日の場合はその前の開庁日。）**の正午まで**に提出してください。

＊ 下記①～⑫の資料にページ番号を記入し、**6部提出**してください。

① **設計説明書** A4サイズ1枚程度（自由記述）
後述の「● **会議での説明内容**」を参照し、計画地周辺の立地状況や計画建築物等の概要を設計説明書としてまとめたものを作成してください。

② 付近見取図

③ 現況写真及び写真撮影位置図

④ 現況図

⑤ 配置図

⑥ 各階平面図（屋上階を含む）

⑦ 各面の着色立面図（外壁の仕上げ材・マンセル値をわかりやすく大きく記載）

⑧ 断面図（2面以上）

⑨ 付属棟（ごみ置場、駐輪場上屋など）の図面（平面図・着色立面図・断面図）又はカタログ（形状、色彩がわかるもの）

⑩ 外構・植栽計画図（塀・フェンス等の形状・高さ・色、路面の仕上げ材など）

⑪ 完成予想図（パース、1面以上）

⑫ その他（補足資料があれば、添付いただいて結構です）

「① 設計説明書」以外の資料は、事前協議申出書の添付図書と同じもので結構です。

● 会議開催方法

＊ 会議は、事業者（又は設計者等代理者）、景観アドバイザー及び市の景観担当の三者で行います。計画内容の説明ができる事業者又は設計者等が出席してください。

＊ 基本的には対面での会議としますが、来庁が困難な場合はオンラインでの出席も可能です。詳細は、景観担当までお問い合わせください。

● 会議の流れ

＊ 会議開始10分前に都市計画室の窓口にお越しください。会議室までご案内します。

＊ 会議開始後、担当からお声掛けしますので、自己紹介ののち、後述の「● **会議での説明内容**」に沿って説明をお願いいたします。次に、景観アドバイザーから助言や質疑を行います。

● 会議での説明内容

① 計画地周辺の立地状況

- 用途地域、周辺の土地利用（共同住宅、事務所ビル、戸建て住宅、工場等）
- 周辺の建物の階層（高さ）、外壁の色彩
- 街路樹や周辺の植栽状況
- 周辺から見た計画建築物等の見え方（近景、中景及び遠景）
- 周辺に景観資源（※1）がある場合は、景観資源との関係（お互いからの見え方等）　等

② 計画建築物等の概要（景観に配慮した点を中心に）

- 景域別景観まちづくり方針（※2）を確認し、景観に配慮した事項
- セットバックや分節による圧迫感の低減
- 周辺の建物との調和を考慮した外壁の素材や色彩
- 緑の連続性に配慮した植栽の配置、樹種の選定
- 周辺からの見え方に配慮した付帯施設や設備類、フェンスの配置　等

市 HP
届出手続き

※1 代表的な景観資源は、「吹田市景観まちづくり計画」の景観資源図（P.33）で確認できます。

※2 「吹田市景観まちづくり計画」の市内の景域（P.37）及び景域別景観まちづくり方針（P.46～）で確認してください。

市 HP 景観まちづくり計画

● 会議後の流れ

＊ 会議における景観アドバイザーからの助言等は、「協議事項」としてとりまとめ、約1週間後に景観担当からメールにて送付します。

＊ 必ず事業者と協議事項の内容を共有した上で、回答を返送してください。

＊ 協議により計画を変更した場合は、変更図面を提出してください。

＊ 回答内容に問題がなければ、事前協議完了通知書の交付に向けた処理を行います。事務処理に1週間程度の期間がかかります。

＊ なお、回答内容によっては、再度の協議を行うことがあります。

＊ 事前協議完了通知書を交付する際にはご連絡しますので、届出対象行為届【様式7号】を提出してください。

この資料は「吹田市景観まちづくり条例に基づく届出等の手引き」の抜粋です。届出手続きについて、詳しくお知りになりたい方は市ホームページから手引きをご覧ください。

【問い合わせ】
吹田市　都市計画部　都市計画室　景観担当
TEL　06-6384-1968（直通）
✉　tokei-keikan@city.suita.osaka.jp